

# 青森県報

号外第九十五号

平成十七年  
十一月二十五日  
(金曜日)

## 目 次

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表..... ( 冊 務 局 ) ... |

## 監 査 委 員

### 監査結果に対する措置の公表

平成17年3月23日付け青監査第114号で報告した監査の結果に基づいて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年11月25日

青森県監査委員	林 忠 男
同	鶴 賀 茂 世
同	滝 沢 求
同	平 山 誠 敏

要 望 事 項	対 応 機 関	措 置 の 内 容
1 職務に専念する義務の免除承認について(対応を求める相手:	人事課	平成17年5月19日付け青人第130号(別紙)により、団体の事務に県職員が従事する

知事部局、教育庁、警察本部の当該事務の所管課)

職務に専念する義務の免除については、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例」に基づき、任命権者ごとに職務に専念する義務の免除承認手続の規定等を定めているが、実態調査等の結果から明らかなように団体の事務に従事する際の職専免承認手続の不備等が多数見受けられたことから、次の点について要望する。

- (1) 知事部局、教育庁においては、団体の事務に従事する場合の「職務に専念する義務の免除承認が必要な場合」と「必要でない場合」に対する認識誤りや職専免承認手続の取り忘れが見られたことから、統一的な運用がなされるよう対応されること。
- (2) 県立学校職員を対象にした「青森県立学校職員規程」は、職務に専念する義務の免除の対象となる団体を青森県教育厚生会と青森県学校生活協同組合の2団体に限定しているが、今回の実態調査において判明した各種団体への従事をどのようにとらえるのかを整理し、必要があれば同規程の見直しについても検討されること。
- (3) 警察本部において

場合の職務に専念する義務の免除に関して、各所属へ自己点検を指示した。  
点検票提出時点で、職専免の承認を受けるべきにもかかわらず手続きを執っていなかったものが11団体あったが、速やかに手続きを行う予定である。

県立学校課

職専免承認手続きの統一的な運用がなされるよう、平成17年3月31日付け青教県第1366号「職務に専念する義務の免除の承認手続きの一部簡略化について(通知)」により通知し、学校運営上特に必要と認められる各種団体を明示するとともに事務に従事する場合の職専免について学校において事務処理が完了するよう簡素化を図り、適正に免除承認を行うこととした。

企画政策課

条例、規則、既存の通達の内容、防犯協会の事業内容及び職員が従事する事務内容並びに人事委員会との検討結果を踏まえ、防犯協会に係る事務を職専免対象業務から除外することとし、平成17年8月中に職専免に係る新たな通達を発出予定。

<p>は、職専免承認を受けている団体が防犯協会だけであり、他の団体はすべて警察業務として従事しているため職専免承認不要との取扱いをしていたが、防犯協会だけ職専免承認が必要で他団体が必要でないということに対する合理的な理由を欠いていることから、職専免承認に対する考え方を整理されること。</p>				<p>県立学校職員が週休日に団体の用務で勤務した場合で、公務としての従事が認められる場合にあっても、週休日の振替がとられていない場合が見受けられたので、週休日に勤務した場合の振替について適切な対応をされること。</p>	
<p>2 旅行命令簿、出勤簿等の取扱いについて (対応を求める相手：知事部局、教育庁の当該事務の所管課)</p> <p>(1) 知事部局、教育庁においては、団体の用務で出張した場合等の県の旅行命令簿及び復命書の作成、出勤簿の表示が各機関によって異なっている事例が見受けられたので、次の場合における取扱いについて統一した運用がなされるよう対応されること。</p>	<p>人事課</p>	<p>平成17年5月19日付け青人第130号(別紙)により、団体の事務に県職員が従事する場合等に係る平成16年度中の旅行命令簿、出勤簿の処理に関して、各所属へ自己点検を指示した。 適切な処理が行われていなかったものが10団体あったので、今後適切な処理が行われるよう改める。(主な例：団体の業務に係る出張について、県の旅行命令簿を作成し、出勤簿に出張との表示をしていたもの。)</p>		<p>3 行政財産使用許可手続等について (対応を求める相手：教育庁の当該事務の所管課)</p> <p>県立学校内にプロパー職員が常勤している団体や購買部を置いている団体が見受けられるが、いずれも行政財産使用許可手続がとられていないので、許可手続がとられるよう指導されること。 また、購買部設置場所に係る光熱水費を学校が負担している場合があったが、本来団体が負担すべきものと考えられるので、これについて統一的な取扱いがされるよう指導されること。</p>	<p>学校施設課</p> <p>平成17年1月13日付け青教施第672号「校舎内に購買部を設置した場合及び私費職員を配置した場合の使用許可について(通知)」において、使用許可申請の手続きの徹底を図るとともに、団体が負担すべき光熱水費について統一を図った。</p>
<p>ア 県の業務として団体の事務に従事している場合で、団体の用務で出張した場合の取扱い</p> <p>イ 職専免承認を受けて団体の事務に従事している場合で、団体の用務で出張した場合の取扱い</p> <p>ウ 県の業務として出張する場合で、団体から旅費を負担してもらう場合の取扱い</p> <p>(2) 教育庁においては、</p>	<p>県立学校課</p>	<p>旅行命令簿、出勤簿等の取扱いについて、昭和39年4月14日付け青教学第511号「青森県立学校管理規則第24条第1項本文の運用方針について」の周知を再度図り、公務旅行等について統一的な運用を図るとともに、平成17年3月30日付け青教県第1354号「教員の週休日の振替え期間の特例について」において、教員の週休日の振替え期間を拡大することにより、より適正な取扱いができるようにした。</p>		<p>4 県負担金拠出に当たっての契約書等の整備、見直しについて (対応を求める相手：知事部局、教育庁の当該事務の所管課及び該当する県の機関)</p> <p>特定目的のために県が負担金を拠出しているものについて、県と団体との間で負担金の使途についての契約書等がないものや大会開催経費の収支計画に基づき県負担金が決められているものについて、収支計画と決算収</p>	<p>県立学校課 生涯学習課 スポーツ健康課</p> <p>県が負担金を拠出しているものについて、平成17年度より、県負担金拠出に当たって、契約書又は協定書を締結することとし、また、収支計画書と決算収支が異なった際の県の負担金の取扱い(協議の取扱いを含む。)について、契約書等に明示することとした。</p>

<p>支が異なった際の県負担金についての取り決めがされていないものがあるので、このような県負担金拠出に当たっての契約書等の整備や見直しをされること。</p>					<p>案により正式に「事務局員の任命、出納員・会計員の任命」手続きを行い、県職員である事務局員が実行委員会の会計事務に携わる根拠を明確にするなどの整備を行った。</p>
<p>5 適正・適切な会計処理の確保について (対応を求める相手：知事部局、教育庁、警察本部の当該事務の所管課及び該当する県の機関)</p>	<p>人事課</p>	<p>平成17年5月19日付け青人第130号(別紙)により、各所属へ平成16年4月の出納局の通知「現金の管理方法及び事務手続きの点検について」の周知を図り、自己点検を実施するよう指示した。</p>		<p>商工政策課</p>	<p>当部に事務局を置く団体に共通となる会計事務取扱方針「青森県商工労働部に事務局を置く団体の会計事務取扱事務処理要領」(別添)を策定した。</p>
<p>会計処理上の問題点が多数見受けられたことから、県が団体の会計事務を担当する場合の取扱指針等の作成について検討されるとともに、県として団体及び県職員である事務局員をより積極的に指導監督されること。</p>	<p>税務課</p>	<p>各県税事務所長に対し、青森県納税貯蓄組合連合会各地区支部が管理する現金の取扱いについて、適切な処理の指導を行うよう通知した。</p>		<p>文化観光課</p>	<p>適正・適切な会計処理の確保を図るため、当部の取扱指針「文化観光部に事務局を置く団体の会計事務処理要領」の作成に着手する。</p>
	<p>政策調整課</p>	<p>企画政策部に事務局を置く団体の会計事務取扱要領を作成し、適正に処理するように各課に通知した。</p>		<p>農林水産政策課</p>	<p>「農林水産部に事務局を置く団体の会計事務取扱要領」を策定し、適正・適切な会計処理に努めるよう各所属に通知した。</p>
	<p>健康福祉政策課</p>	<p>部としての会計事務取扱要領を作成。</p>		<p>監理課</p>	<p>当部各課に事務局を置く団体については、平成17年6月23日施行された「県土整備部に事務局を置く団体の会計事務取扱要領」に基づき会計事務を処理することにより、より一層の適正かつ適切な会計処理を確保することとした。</p>
<p>上北地方健康福祉こどもセンター (県南里親会)</p>		<p>平成17年5月7日、県南里親会総会にて、別添「会計処理規定」を制定。同日付、施行することとした。</p>		<p>経理課</p>	<p>取扱指針については、平成16年4月出納局「現金の管理方法及び事務手続きの点検について」に基づき適切に対応している。</p>
<p>県民生活政策課 (青森県交通対策協議会)</p>		<p>「青森県交通対策協議会事務局規程(案)」を制定し、会計事務の取扱指針を定め、これを明確化する予定であるが、規程の制定には、協議会会則第8条第3項第2号により、幹事会の承認を得なければならず、次回の幹事会開催時に承認を得る予定である。</p>		<p>教育政策課</p>	<p>会計処理上の問題点が多数見受けられたことから、昭和63年6月8日付け青教学第31号「現金の取扱いについて」及び平成16年4月付け出納局「現金の管理方法及び事務手続きの点検について」の周知を再度図るとともに、平成17年7月26日付け青教政第164号「平成16年度行政事務監査</p>
<p>自然保護課 (第2回世界自然遺産会議実行委員会)</p>		<p>第2回世界自然遺産会議実行委員会設立時に「事務局規程」を定め、既に会計事務を担当する場合の取扱指針を設けているが、これに加え、起</p>			

		の結果に対する対応について」において、問題点等に対する団体の対応を促すとともに、団体及び事務局員となっている県職員に対して適切な指導を行うよう、各県立学校長に通知し、適切な指導監督を行うこととした。 また、青森県公立高等学校事務職員協会において「県立学校に事務局を置く団体の会計チェックリスト」を作成周知し、今後の適正・適切な団体の事務処理に活用していくこととした。			化推進会議)	なのに部長決裁していたが、改めて副知事から決裁を受けた。 3 平成15年度に団体が使用した県の切手について団体から返還を行った。
	青森警察署 (青森地区防犯協会)	「青森地区防犯協会会計処理要領」を定め、平成17年7月1日から運用を開始。			新幹線・交通政策課 (青森県鉄道整備促進期成会)	1 平成13年度以降に県費から支払われた旅費について返還手続きをし、改めて団体の経費から支払った。
6 実地監査において問題点等が見受けられた機関・団体に対する要望 (対応を求める相手：知事部局、教育庁、警察本部の当該事務の所管課及び該当する県の機関)  問題点等のうち団体が対応しなければならないものについては、団体の事務局を担う県として、団体及び事務局員となっている県職員に対して適切な指導をされること。 また、問題点等のうち県が対応しなければならない事項については、関係部署において適切に対応されること。  個別の機関・団体ごとの要望事項については、平成17年3月23日付け青監査第114号の行政事務監査報告書を参照、措置の内容欄の番号は同報告書の資料2中の問題点等欄の番号である。	人事課	平成17年5月19日付け青人第130号(別紙)により、各所属へ県に事務局を置く団体の事務に従事する場合の服務上の取り扱いについて点検を実施するよう指示するとともに、会計処理に関しても平成16年4月の出納局の通知「現金の管理方法及び事務手続の点検について」の周知を図り、自己点検を実施するよう指示した。		統計分析課 (青森県統計協会)	1 行政資料センターに設置している青森県統計協会のコピー機については、庁舎を管理している総務学事課と協議のうえ、行政財産使用許可の申請をし、平成17年6月3日付けで許可されたところである。 今後適正・適切な事務処理を行うこととする。 (許可内容)使用料免除、電気料等実費負担	
	青森県税事務所 (青森県納税貯蓄組合連合会青森地区支部)	1 青森県納税貯蓄組合連合会青森地区支部が管理する現金の取扱いについて、印章は事務局長(県税事務所次長)、通帳は書記(担当者)がそれぞれ管理するよう指導した。			上北地方健康福祉こどもセンター (県南里親会)	1 県南里親会会計処理規定を作成し、預金通帳を会計担当者が大金庫にて保管、使用印鑑を会計責任者が小金庫にて管理し、会計担当者が印鑑使用する際は、会計責任者の承認を得ることとした。
	防災消防課 (青森県婦人防火クラブ連絡協議会)	1 (助成金の見直し)平成17年度から、県幼少年婦人防火委員会に対する助成は行わないこととする。 2 平成17年度から、会計年度終了後に決算監査を行うこととする。			県立精神保健福祉センター (青森県精神保健福祉協会)	1 団体(協会)の理事会等で、会費の徴収方法を検討予定。 2 印鑑は団体事務局職員が、通帳は総務課(金庫)で保管。 3 切手の出納簿を作成済。 4 支払いに係る証拠書類について、徴収漏れの防止に留意。 5 今後、行政財産使用許可手続きは行わない。
	新幹線・交通政策課 (むつ湾内航路活性化)	1 課長職の職専免手続きについて、決裁権者が副知事			工業振興課 (青森県企業誘致推進協議会)	1 通帳と印鑑の保管について、それぞれ当該協議会担当者並びに産業立地推進グループリーダーの2名に保

<p>農林水産政策課 (青森県生活改善グループ連絡協議会)</p>	<p>管を分けて対応した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通帳は、事務局担当以外の農業改良普及グループ員が管理し、印鑑は事務局長である農業改良普及グループリーダーが管理している。事務局担当者は、支出伺いを事務局長が決裁後、支出手続きを行っている。</li> <li>2 会計年度が4月から3月までであるため、決算監査を次年度の4月に行うこととした。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>4 指摘を踏まえ団体にに対し後は源泉徴収を確実にを行うこと並びにこれまで支払われた手当から納税するよう指導した。なお、団体の事務局が県から県漁連に移管となったため、平成17年4月以降は県職員に対する手当支給は行っていない。</li> </ol>
<p>総合販売戦略課 (社)青森県ふるさと食品振興協会)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指摘を踏まえ、平成16年4月以降の出張分について、県に対する復命書を提出している。</li> <li>2 16年度事業の実施に当たり、運用上領収書の添付を義務づけていたところであり、指摘を受けた時点では既に改善済みであった。</li> <li>3 指摘を踏まえ、県内の機械取扱代理店等に照会を行った結果、会員代理店の他に今年度導入を予定していた加工用機器取扱店が存在しなかった。</li> <li>4 休日手当支給者を対象に源泉徴収を実施し、納税することとした。また、平成16年4月以降は、休日手当に関する内規を廃止し、手当の支給を行っていない。</li> </ol>	<p>構造政策課 (青森県青年農業士会)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成16年度の監査報告は、平成16年2月1日から平成17年1月末日までの会計期間終了後に実施することとした。</li> <li>2 平成16年度の補助金は、平成17年5月31日に入金されたことから、平成17年度の収入として扱うこととした。</li> </ol>
<p>総合販売戦略課 (青森県はたて流通振興協会)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指摘を踏まえ、平成16年度事務より改善を図った。</li> <li>2 指摘を踏まえ、平成16年度事務より改善を図った。</li> <li>3 平成16年12月27日に県行政改革及び県行政事務監査を踏まえた上での団体事務局の今後のあり方について県漁連と協議した結果、平成17年2月1日に県漁連より団体事務局を県から県漁連に移管する旨の回答があり、同年3月31日付けで団体事務局を県から県漁連へ移管した。</li> </ol>	<p>りんご果樹課 (21世紀青森りんご行動計画推進協議会)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通帳と印鑑の保管については、通帳は金庫に保管して事務局員が管理し、印鑑については事務局次長が管理している。</li> <li>2 決算監査については、年度終了後に実施することとしている。</li> </ol>
		<p>林政課 (青森県林業改良普及協会)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成17年度より、事務局を県から社団法人青森県林業会議に移し、事務局員を県職員が担わないこととした。また、団体に対しては、会計処理上、通帳と印鑑は事務局員が一人で管理することなく、複数によりそれぞれ管理するように指導した。</li> </ol>
		<p>水産振興課 (青森県漁業士会)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 16年度の実績報告時においては、適切な処置を取った。また、各支部へ支援金を支払った場合は、支部に対して実績報告の提出を求めたこととした。</li> <li>2 通帳及び印鑑について、別な者が管理することとした。(通帳=事務局員、印鑑=事務局長)</li> </ol>

	<p>3 支出伝票、領収書ともに、正しい金額に修正した。</p> <p>4 東青支部の通帳により、確実に受領していることを確認した。</p>
東地方農林水産事務所 (東青農水産物加工協議会)	<p>1 通帳と印鑑については、地域支援担当副室長(通帳)と高度技術担当副室長(印鑑)がそれぞれ分担して管理し、事務局担当は支出伺いを取り、両者から確認を得て支出の手続きを行っている。さらに終了後、適正に処理されたか地域支援担当副室長が通帳等で確認を行っている。</p> <p>2 平成17年5月9日、当該団体の役員会において検討した結果、会計年度を1月から12月までとすることとした。また、臨時総会を7月に開催し、会計年度を1月から12月までとする規約改正を行うこととしている。それに伴って、監査及び総会は次年度の1月以降に行うこととした。</p>
下北地方農林水産事務所 (青森県漁業士会むつ支部会)	<p>1 出納伺いを作成し、通帳管理者と印鑑管理者を別とした。通帳使用時には使用年月日、使用者、使用目的、出納予定金額を記載し、通帳管理者と印鑑管理者の印を押すこととした。</p> <p>2 切手供用簿を作成した。切手使用時には使用年月日、宛名、払出先、使用切手枚数を記載し、受領印を押すこととした。</p> <p>3 物品管理簿を作成した。物品には「むつ支部物品、管理開始年月日」を記載又はシールを貼ることとした。</p> <p>4 旅費受領者からは受領印をもらうこととした。支払伝票及び支出について、請求書、領収書の発行を行うこととした。</p>
整備企画課	<p>1 当団体は、職務に専念す</p>

(青森県建設技術協会)	<p>る義務の免除願い及び営利企業等の従事許可願いの手続きを簡略化された団体であるので、今後職員が当該団体・職の事務に従事する場合は、適切にその手続を行うよう指導した。</p> <p>2 通帳と印鑑の管理者はそれぞれ別々にした。</p>
河川砂防課 (青森県河川協会)	<p>3 タクシークーポン券を混用することのないよう指導した。また、混用することのないよう、発券する者が使用目的をその都度確認することとした。</p>
港湾空港課 (青森県港湾協会)	<p>1 平成16年度以降、贈答品の執行については真に必要な場合のみとすることとした。なお、平成16年度は贈答品の執行はない。</p> <p>2 タクシークーポン券供用簿を作成した。また、使用者からは領収書を提出させることとした。</p>
建築住宅課 (青森県公営住宅等整備事業連絡会)	<p>1 現在、年会費収入を上回る繰越金があるが、今後は市町村合併に伴い会員数が大幅に減少し、年会費収入も大幅に減少することから、平成16年度上期において、平成17年度以降の事業のあり方についての会員に対するアンケートを実施し、コスト縮減を図りつつ必要な事業を適正に執行して行く実施方針を作成した。これに伴い、繰越金も解消すると考えている。</p>
学校施設課 (青森県公立学校施設整備期成会)	<p>1 平成17年4月から出納簿を作成し、使用状況を明らかにし、事務処理に万全を期することとした。</p>
県立学校課 (第29回全国高等学校総合文化祭青森県実行委員会)	<p>1 青森県高等学校文化連盟の実績報告書については、証拠書類等を詳細に確認することとし、平成15年度分</p>

	及び平成16年度分について確認作業を実施済みである。また、実績報告書の誤りの部分については、青森県高等学校文化連盟に訂正させるとともに、以後、事務処理に万全を期すよう指導することとした。			いなかったため、今後は後援会の決算書の一部として報告し承認を得るようにすることとした。 2 「校舎内に購買部を設置した場合及び私費職員を配置した場合の使用許可について(通知)」(平成17年1月13日付け、青教施第672号)により許可申請を行い、平成17年4月1日より行政財産使用許可の承認を得ている。
生涯学習課 (あすの青森県を創る運動協会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体の存在意義を検討した結果、平成17年5月11日付けで解散することとした。</li> <li>2 適正な積立額を積算し、平成16年度の決算書に表示することとした。</li> <li>3 平成16年度から適正な手続きに基づき支出することとした。</li> <li>4 平成17年4月に必要のない口座を廃止し、1つにまとめることとした。</li> </ol>		八戸南高等学校 (青森県立八戸南高等学校後援会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「校舎内に購買部を設置した場合及び私費職員を配置した場合の使用許可について(通知)」(平成17年1月13日付け、青教施第672号)により許可申請を行い、平成17年4月1日より行政財産使用許可の承認を得ている。</li> </ol>
野辺地高等学校 (青森県立野辺地高等学校父母と教師の会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成17年度より、県の旅行命令を作成することとし、週休日の振り替えが必要な場合は、「教員の週休日の振替期間の特例について」(平成17年3月30日付け、青教県第1354号)により振替え等を行うこととした。</li> <li>2 平成17年4月のPTA役員会及びPTA総会において、事務長に対する権限委任に関する規程「青森県立野辺地高等学校父母と教師の会事務処理規程」について提案・議決された。</li> <li>3 「校舎内に購買部を設置した場合及び私費職員を配置した場合の使用許可について(通知)」(平成17年1月13日付け、青教施第672号)により許可申請を行い、平成17年4月1日より行政財産使用許可の承認を得ている。</li> </ol>		南郷高等学校 (青森県立南郷高等学校後援会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 私費負担職員の雇用は1人であり、同一職員が長期担当となっているが、会計管理上十分留意しており、チエック体制は確立されており問題はないものである。今後の任用更新にあたっては、十分審議し決定することとした。</li> <li>2 「校舎内に購買部を設置した場合及び私費職員を配置した場合の使用許可について(通知)」(平成17年1月13日付け、青教施第672号)により許可申請を行い、平成17年4月1日より行政財産使用許可の承認を得ている。</li> </ol>
弘前中央高等学校 (青森県立弘前中央高等学校後援会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従来より特別会計(購買部)の「貸借対照表及び損益計算表」を年度末に調製している。ただし、後援会の役員会・総会に提示して</li> </ol>		三沢商業高等学校 (青森県立三沢商業高等学校後援会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成17年6月に開催した後援会理事会において、規程の見直しの必要性を提案し、見直しすることとした。</li> <li>2 平成17年6月に開催した後援会理事会において、平成17年度予算が承認され、大会遠征費補助及び生徒会館運営費補助を収入計上す</li> </ol>

	<p>ることとした。</p> <p>3 「校舎内に購買部を設置した場合及び私費職員を配置した場合の使用許可について(通知)」(平成17年1月13日付け、青教施第672号)により許可申請を行い、平成17年4月1日より行政財産使用許可の承認を得ている。</p>				<p>2 平成17年4月総会后、主会計事務担当者を変更し、同一者が長期間にわたって担当しないよう配慮することとした。</p>
弘前高等学校 (弘前高等学校鏡ヶ丘同窓会)	<p>1 平成17年度より、県の旅行命令を作成し、週休日の振り替えが必要な場合は、「教員の週休日の振替期間の特例について」(平成17年3月30日付け、青教第1354号)により振替え等を行うこととした。</p> <p>2 17年度より、通帳はプロパー職員が管理し、印鑑は会長より委嘱を受けた県職員である事務局長が管理することとした。</p> <p>3 17年度以降の監査については、会計年度終了後に行うこととした。</p> <p>4 17年度より、収入・支出に係る起案は県職員である事務局長が行い、県職員である事務局長等の確認後、委任を受けている校長が決裁し、その後プロパー職員が収納・支払事務に携わり、完結文書は事務局長が保管し、相互の牽制を図ることとした。</p> <p>5 「校舎内に購買部を設置した場合及び私費職員を配置した場合の使用許可について(通知)」(平成17年1月13日付け、青教施第672号)により許可申請を行い、平成17年4月1日より行政財産使用許可の承認を得ている。</p>		八戸西高等学校 (青森県立八戸西高等学校創立30周年記念協賛会)	<p>1 今後、団体の事務局を学校に置く場合は、外部からの誤解指摘を受けることのないよう、規約規程を整備して事務処理に努めることを確認した。</p> <p>2 今後、団体の事務局を学校に置く場合、通帳と印鑑については別々の者が管理し事務処理を行うことを確認した。</p>	
			弘前南高等学校 (青森県高等学校長協会普通部会)	<p>1 16年度については、会計年度終了後の平成17年4月21日に決算監査を実施した。今後も、会計年度終了後に決算監査を実施することとした。</p>	
			青森高等学校 (青森県高等学校教頭会)	<p>1 平成17年9月に開催される法規研修会において5地区の支部長会議を持ち、地区組織への支出金の使途及び領収書等を添付した収支報告書を提出するよう指示することとした。</p> <p>2 会計担当教頭が通帳を、その教頭が所属する学校の事務主幹が印鑑を別々に保管・管理することで対応することとした。</p> <p>3 平成16年度の決算監査からは、教頭会総会前に開催される「第1回常任理事会」で会計年度終了後に監査業務を行い、総会に諮るよう改善することとした。</p>	
八戸工業高等学校 (青森県立八戸工業高等学校同窓会)	<p>1 平成16年度の決算監査を平成17年4月1日に実施した。今後も、会計年度終了後に決算監査を実施することとした。</p>		五所川原農林高等学校 (青森県立高等学校教頭会西北支部)	<p>1 平成17年度より発表者には、原則として、現物支給(資料、用紙、インク代、トナー代等)とすることとした。</p> <p>2 平成16年11月より通帳は事務長、印鑑は教頭が管理することとした。</p>	



<p>弘前中央高等学校 (青森県高等学校教育研究会)</p>	<p>3 平成16年度決算分より監査日を原則として3月31日とし、今後も、会計年度終了後に決算監査を実施することとした。</p> <p>1 事務手当の妥当性を検討した結果、平成17年度より廃止することとした。</p> <p>2 平成17年4月の理事会において、教職員に対しての謝金(筆耕料)は廃止することで申し合わせし、各部会担当者への説明会において、廃止することを提示することとした。</p> <p>3 平成17年度より、料金別納郵便や宅配便等で文書を送達することとした。なお、16年度未現在で、切手は全部使用済みである。</p>
<p>浪岡高等学校 (青森県高等学校教育研究会地歴公民部会)</p>	<p>1 妥当性を検討した結果、研究発表者に対する筆耕料については、平成17年度から廃止することとした。</p> <p>2 平成17年度の役員会で規約の改正を決定し、会計年度・監事の明記について措置し、8月の総会に諮ることとしている。また、決算監査は会計年度後に行うこととし、平成16年度分から実施することとした。今後とも、会計年度終了後に決算監査を実施することとした。</p> <p>3 平成17年度から、大会参加費を1,500円から1,000円に減額し、繰越金を充当することとし、適正運営に努めることとした。</p> <p>4 平成16年度から通帳は事務局員、印鑑は部会長が管理し、適正に執行することとした。</p> <p>5 平成16年度から支出伺の様式を作成し、これにより部会長の決裁を受け、支出行為及び支払を行うこととした。</p>

<p>田名部高等学校 (青森県高等学校教育研究会外国語部会)</p>	<p>1 用務先の高校の事情により、旅行日が二転三転したことなどにより失念したものである。今後は十分注意して旅行命令簿を作成することとし、事務処理に遺漏のないよう留意することとした。</p> <p>2 平成17年度より、県教職員に対する現金や図書券の支給を取り止めることとした。</p> <p>3 平成17年度より、教職員に対する慶弔費の執行を取り止めることとした。</p> <p>4 平成17年度より、使途が明らかに証明できるよう、証拠書類の提出を徹底し、監査体制の強化を図ることとした。</p> <p>5 平成16年度決算において通常会計へ戻すとともに、平成17年度より剰余金が生じないように参加料の見直しを行った。</p>
<p>田名部高等学校 (青森県高等学校体育連盟柔道専門部)</p>	<p>1 平成17年度より、各種大会抽選時の昼食の提供は取り止めることとした。</p> <p>2 平成17年度より、教職員に対する慶弔費の執行や記念品の提供を取り止め、予算項目を削除することとした。</p> <p>3 平成17年度より、印鑑は担当者が保管管理し、通帳は教頭が管理することとした。</p> <p>4 平成17年度より、決算書に計上することとし、事務処理に遺漏のないよう留意することとした。</p> <p>5 平成17年度より、使途が明らかに証明できるよう、報告書や証拠書類の提出を徹底し、監査体制の強化を図ることとした。</p> <p>6 平成17年度より、支払根拠となる領収書等の提出を求め、経理上、疑義が生じないように改善することとした。</p>

弘前工業高等学校 (青森県高等学校体育連盟バレーボール専門部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在、分離独立に向け検討しており、規約改正を進めている。</li> <li>2 現在、分離独立に向け検討を進めており、分離独立後には、職務の関連性から県バレーボール協会の事務には関与しないこととした。</li> <li>3 平成17年度より、県の旅行命令を作成することとし、週休日の振り替えが必要な場合は、「教員の週休日の振替期間の特例について」(平成17年3月30日付け、青教県第1354号)により振替え等を行うこととした。</li> <li>4 平成17年度より、通帳は会計担当者で保管管理し、印鑑は、委員長が保管管理することとした。</li> <li>5 平成17年度より、帳簿を作成し、支払等の関係書類を整備し、万全を期することとした。</li> </ol>			<ol style="list-style-type: none"> <li>7 記入漏れの箇所の確認及び額の不一致の原因を解明し帳簿の整理を図り、事務処理に万全を期することとした。</li> <li>8 平成17年度より監査業務を4月中旬に実施することとし、3月末日に会計を閉鎖することで期末通帳残高と決算残高の一致を図り、帳簿等の整備についても万全を期することとした。</li> <li>9 平成17年度より、県負担金抛出にあたって、契約書又は協定書を締結することとし、余剰金が発生した場合の契約書等の整備について見直しを行うこととした。</li> <li>10 平成17年度より受領校の領収書だけではなく、事業実施前の使途計画書及び事業実施後の復命書や使途報告書等行程・使途の確認ができる書類の提出を義務づけ、宿泊証明書もしくは宿泊所の領収書等の添付も求め、監査体制の強化を図ることとした。</li> <li>11 平成17年度より受領校の領収書だけではなく、事業実施前の使途計画書及び事業実施後の復命書や使途報告書等行程・使途の確認ができる書類の提出を義務づけ、宿泊証明書もしくは宿泊所の領収書等の添付も求め、監査体制の強化を図ることとした。</li> </ol>
青森東高等学校 (青森県高等学校文化連盟)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成17年度より、県の旅行命令を作成することとし、週休日の振り替えが必要な場合は、「教員の週休日の振替期間の特例について」(平成17年3月30日付け、青教県第1354号)により振り替え等を行うこととした。</li> <li>2 平成17年1月より県職員への謝金はとりやめ、県の旅費規程に準じて旅費のみ支給することとした。</li> <li>3 平成16年度より県の旅費支給基準に準じて支給することとした。</li> <li>4 平成16年度決算監査は平成17年4月19日に実施しており、今後も、会計年度終了後に決算監査を実施することとした。</li> <li>5 平成16年度途中からは、会計事務を二人で分担することとし、事務処理に万全を期することとした。</li> <li>6 平成17年度中に整理・掌握に努め、備品管理台帳を作成することとした。</li> </ol>		八戸高等学校 (青森県高等学校文化連盟放送部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成17年5月より会計担当の事務局員を従来の1名から2名に増員することとし、2名の事務局員により通帳と印鑑を分けて管理・保管する体制とし、万全を期することとした。</li> </ol>
			青森東高等学校 (青森県公立学校事務長会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成16年度から、使途の報告書や証拠書類を確認することとし、支出団体が保管することとした。</li> <li>2 印鑑は事務局校で保管管</li> </ol>

	理し、通帳は会長校で保管管理することとした。
森田養護学校 (青森県特殊学校事務長会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成16年11月の総会において規約を改正し、監事を設定して本会計を平成16年度より監査を実施することとした。</li> <li>平成16年11月より通帳は会長が保管管理、印鑑は理事が保管管理することとした。</li> </ol>
青森工業高等学校 (青森県高等学校野球連盟)	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成17年度より、個々の実情に応じて週休日の振り替えを行うようにし、「教員の週休日の振替期間の特例について」(平成17年3月30日付け、青教県第1354号)により、平成17年度より、週休日の振替を行うこととした。</li> <li>各種会議や大会時における昼食費及び会議費の執行について、県職員として適正な執行を行うようにする。平成17年度から、食材・茶菓等は必要最小限に抑え、弁当については、審判員や外部の大会補助員のために準備することとした。</li> <li>大会業務手当の妥当性等を検討した結果、平成17年度から県職員に対する大会業務手当を廃止することとした。</li> <li>宿泊費について、今までは実費を支給してきたが、平成17年度からは県費旅費支給基準に沿って適正な支給を行い、夕食代実費のなかで酒食を伴うものについては、参加者から会費を徴収することとした。</li> <li>平成17年度から、県の備品台帳に準じて台帳を作成し、切手についても受払簿を作成し使用状況を正確に把握することとした。</li> <li>平成17年度から、補助金の支給額の明細がわかるように支給し、視察後は復命</li> </ol>

	<p>書および収支決算書(領収書)を提出してもらうこととした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成17年度から、支出伝票に目的・相手方・算定根拠等を記載することとした。</li> <li>平成16年度より、会計支出年度を4月1日から3月31日までとし、監査を4月1日以降に行うように改めることとした。</li> <li>平成17年度から、助成金に対する支出の内訳を明確にし、会計報告も行うこととした。</li> <li>平成17年度より、県に提出する収支決算書と当連盟の決算書の様式を統一し、事務処理に万全を期することとした。 今後の東北大会においても雨天等の期間延長に備えての剰余金が出るのが予想されるため、県負担金の拠出を受けずに自主財源により運営する方向で、県高体連やスポーツ健康課と協議していくこととした。</li> </ol>
青森南高等学校 (青森県高等学校PTA連合会東青地区協議会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成16年度より、印鑑は事務長が保管管理し、通帳は渉外主任が保管管理することとした。</li> </ol>
黒石高等学校 青森第二養護学校 (青森県公立高等学校事務職員協会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成17年度より、印鑑は会長が保管管理し、通帳は会計担当である総務委員長が保管管理することとした。</li> </ol>
企画政策課 (青森地区防犯協会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>決裁月日、通知月日記載欄を追加した免除願の様式を作成し、平成17年8月中に運用開始を予定。</li> </ol>
生活安全企画課(青森地区防犯協会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成17年4月4日、各署宛に、春の異動後速やかに免除願を提出するよう指示する旨の通達を發出。</li> </ol>
弘前警察署 地域課	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成17年5月17日、県山遭協(事務局～地域課)か</li> </ol>

	<p>(青森県山岳遭難防止対策協議会弘前支部)</p>	<p>ら各支部(支部を持つ警察署)宛に、備品台帳を備えるよう文書で指示し、その運用を開始。                  2 平成17年5月17日、県山遭協(事務局～地域課)から各支部(支部を持つ各警察署)宛に、「支払伺」「支払精算書」の様式を文書で示し、平成17年5月17日から運用を開始。</p>
--	-----------------------------	--

この措置内容は、平成17年7月31日現在で取りまとめしたものである。  
 措置の内容欄中の「別添」、「別紙」については省略。

<p>(発行所・発行人)                  青森市峯島一丁目一番二号                  青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人)                  青森市築二丁目番七号                  東興印刷株式会社</p>	<p>毎週月・水・金曜日発行                  定価小口一枚二付十五円一銭</p>
---	--	---